

奈良県地域振興部南部東部振興課 共通端末機器等の賃貸借契約書（案）

貸主 ○○（以下「甲」という。）と、借主 奈良県（以下、「乙」という。）は、奈良県地域振興部南部東部振興課に係る共通端末機器等の賃貸借について、以下の条件で賃貸借契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、乙に対し、別紙「賃貸借物件明細」記載の物件（以下「本件共通端末等」という。）を賃貸し、乙はこれを借受ける。なお、本件共通端末等の仕様その他の条件は、この契約に定めるほか別紙仕様書によるものとする。

（賃貸借料）

第2条 賃貸借料は、月額○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額○○円）とし、甲は翌月10日までに、請求書を提出するものとする。乙は請求書を受領した日から30日以内に甲に対して支払うものとする。

（予算の減額又は削除に係る契約の解除等）

第3条 乙は、翌年度以降の乙の最終歳出予算において、甲に支払うべき賃貸借料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することができる。

2 乙が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、甲に損害を与えたときは、甲は、当該損害の賠償を請求することができる。

（賃貸借期間）

第4条 賃貸借の期間は、令和2年1月1日から令和6年12月31日までとする。なお、令和元年12月20日から令和元年12月27日までを準備期間とする。

（設置場所）

第5条 本件共通端末等の設置場所は、奈良県地域振興部南部東部振興課（奈良市登大路町30番地）とする。

（引渡）

第6条 甲は乙に対し、本件共通端末等を使用可能な状態であることを確認のうえ引き渡し、乙はその状態を確認して受領する。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項第6号により免除する。

(保険)

第8条 甲は、本件共通端末等について契約期間中は、継続して甲を被保険者とする動産総合保険を締結し、その費用を負担する。

(瑕疵担保責任)

第9条 契約期間中、隠れた瑕疵により、本件共通端末等の正常な運転及び操作ができないときは、甲の負担により、必要な補修及び交換を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 甲は、次に掲げる場合には、直ちにその損害を乙に賠償しなければならない。

- (1) 本件賃貸借契約の実施に関し、乙に損害を与えたとき。
- (2) 第十条第一項各号及び第十一条第一項各号による契約解除をした場合において、甲が乙に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第11条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 競争入札に関し、不正な行為をしたとき。
- (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) その責に帰すべき事由により、履行期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約の履行に関し、不正な行為をしたとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (6) 甲の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつては、その者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に該当する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (7) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (8) 甲の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (9) 甲の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (10) 第8号及び第9号に掲げる場合のほか、甲の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (11) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」という。）に当たって、その相手方が第6号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - (12) この契約に係る購入契約等に当たって、第6号から第10号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、乙が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - (13) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を乙に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、甲は、契約金額の100分の10（甲が契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）に相当する額を損害賠償金として乙の指定する期間内に納付しなければならない。
 - 3 第一項による契約の解除に伴う本件共通端末等の返還に要する費用は、一切を甲が負担する。

（権利義務の譲渡）

第13条 甲は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。予め書面による乙の承認を受けた場合はこの限りではない。

（本件共通端末等の設置）

第14条 甲は、設置場所に本件共通端末等を搬入し、設置、調整及びこれに付随する作業等を行い、本件共通端末等が完全に作動することを確認の上設置するものとする。なお、設置作業は、賃貸借期間開始前に完了し、乙による了承を得なければならない。

2 甲は、前項の設置後に乙の職員が本件共通端末等の操作対応及び故障対策に係る初期対応できるよう説明又は教育するものとする。

（本件共通端末等の返還）

第15条 甲は、賃貸借期間が終了したときは、乙からの申し出があった場合を除き、本件共通端末等を撤去回収するものとし、その費用を負担する。その際、SSDのデータ内容を完全に消去し、セキュリティを確保した方法で適正に処分し乙に報告するものとする。

（保守点検）

第16条 甲は、本件共通端末等の正常な運転を維持するため、本件共通端末等の迅速な保守及び保守関係作業を行うものとする。

2 甲は、保守及び本件共通端末等の障害に対する復旧対応が完了した場合は、本件共通

端末等の保守内容を記載した書面を提出するものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第 17 条 甲は、この契約による業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、これらの秘密を他の目的に使用してはならない。

2 甲は、個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前二項の義務は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の変更)

第 18 条 甲及び乙は、必要があると認める場合は、甲乙協議の上、書面によりこの契約の内容を変更することができる。

(契約にかかる経費)

第 19 条 本契約の締結にかかる経費については、甲の負担とする。

(その他)

第 20 条 本契約に定めのない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上、本契約成立の証として、本書を 2 通作成し、甲乙は署名押印のうえ、それぞれ 1 通を保管する。

令和 年 月 日

貸主 (甲) ○○○○○○○○○
○○○○○○
代表者職名 ○○ ○○

借主 (乙) 橿原市常盤町 6 0 5 - 5
奈良県地域振興部南部東部振興課長 米田 学

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 甲は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 甲は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 甲は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 甲は、乙の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は乙の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 甲は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 甲は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 甲は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 甲は、この契約による事務を処理するために乙から引き渡された個人情報が記録された資料等を乙の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 甲は、乙が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 甲は、この契約による事務を処理するために、乙から提供を受け、又は甲自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、乙に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、乙が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 乙は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、甲に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、甲は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 甲は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、乙に報告し、乙の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 甲は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、乙又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、乙又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 乙は、甲がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別紙「賃貸借物件明細」

・ノート型パソコン等 4式

| 項目 | 仕様 |
|----------------------|---|
| オペレーティングシステム (OS) | Microsoft社製Windows10 Professional (64bit) 日本語版 |
| CPU | Intel社製Celeron 3865U 1.8GHz 相当以上 |
| メインメモリ | 4GB以上 |
| 内蔵SSD | 容量128GB以上 |
| 内蔵DVD-ROM装置 | 書き込み機能は無いこと。書き込み機能を停止する等の 代替は認めない。 |
| LAN接続装置 | 1000BASE-T対応 RJ-45コネクタ対応 |
| WEBカメラ (本体内蔵) | 画素数92万画素以上 (ディスプレイ側に存在すること) |
| インターフェース | USB3.0以上 1ポート以上 USB2.0以上 2ポート以上 |
| ディスプレイ装置 | 15型以上17型未満 カラー液晶以上 |
| キーボード | 日本語対応 (JIS配列準拠) テンキーなし |
| 電源等 | 商用電源100V対応 内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで動作 すること。 |
| Office | Word/Excel/PowerPoint/Access (いずれもVer.2016) |
| 一太郎 | Pro4 |
| Microsoft | Windows Server Device CAL (マイクロソフト社製) |
| SKYSEA | シンクライアントライセンス |